# 裁 決 書

地福第 1007 号

15

審査請求人

審査請求人から平成 年 月 日付けで提起された、 (以下「処分庁」という。)が平成 年 月 日付 日付 第 号により通知した生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 63 条に基づく費用返還を命じた処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求について、次のように裁決する。

主

本件処分を取り消す。

# 審査請求の要旨

## 1 審査請求の趣旨

本件処分において、審査請求人の亡夫に係る未支給恩給(失権時給与金) 円の返還を命じた決定について不服とし、その取り消しを求めるものであ る。

### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであると解される。

処分庁は、審査請求人が平成 年 月 日に支給を受けた審査請求人の亡夫 (以下「亡夫」という。)に係る未支給恩給(失権時給与金) 円について、 本件処分を行ったが、次の理由により本件処分により生じた債務を履行する金銭が ないため、本件処分は違法又は不当である。

(1) 平成 年 月 日頃、 日頃、 C に 夫の入院費等 円 を支払ったこと。

- (2) 平成年 月 日、 からの亡夫の遺体搬送料を知人が葬 儀社に立て替えていた 円を知人に返済したこと。
- (3) 平成 年 月 日、 日本 住職に亡夫の葬祭費用の一部 円を支払ったこと。
- (4) 平成 年 月頃に亡夫が知人から借りていた 円のうち 円を 同年 月 日に支払ったこと。

- (7) 平成 年 月 日、亡夫の火葬に係る火葬使用料 日本 円を 収入事務受託者である に支払っていること。
- (8) 他にも負債があり、現在はその負債も返済不能となっていること。

## 裁決の理由

# 1 認定した事実

請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び 関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 審査請求人は、亡夫とともに平成 年 月 日付けで、処分庁に対し、亡夫 の入院及び夫の子からの援助が途絶えたことを理由に、法に基づく保護の申請 を行い、処分庁は同月 日に申請日から法による保護を行うことを決定したこと。
- (2) 亡夫は、平成 年 月 日に配ってよる にて にて に に 入院し、また、 年 月 日に死亡したため、亡夫の死亡後は審査請求人のみ の単身世帯であること。
- (3) 保護が適用となった平成 年 月 日から死亡日である 月 日までの間の 亡夫に係る医療については、処分庁は医療扶助を支給していること。
- (4) 平成 年 月 日頃、審査請求人は ここで表の入院費等 円を支払ったことを主張しているが、領収書の写し等の提出がないことから、その事実を確認できないこと。
- (5) 平成 年 月 日 日、審査請求人が 中 からの亡夫の遺体搬送 料を知人が葬儀業者に立て替えていた 円を知人に返済したことは審査請求人の知人が事実を証明した返済確認書の写しにより確認できること。

- (7) 審査請求人は、平成 年 月頃に亡夫が知人から借りていた 円のうち 円を同年 月 日に支払ったことを主張しているが、領収書の写し等の提出がないことから確認できないこと。

- (10) 上記(4)は(3)で認定したとおり、亡夫が法による保護が適用になった以降は、 医療扶助支給がされていること、また、(7)、(8)及び(9)については、審査請求人 の主張から領収書の写し等の有無に関わらず、法による保護の開始前の審査請求 人の債務であること。
- (11) 平成 年 月 日、亡夫の遺体の火葬に係る使用料 円を の収入事務受託者である に支払ったことは審査請求人から提出された領収証書の写しにより確認できること。
- (12) 処分庁は、亡夫の葬祭に要する費用に係る葬祭扶助費を支給していないこと。
- (13) 平成 年 月 日に亡夫に係る未支給恩給(失権時給与金)である 円及び 円の計 円が、審査請求人に支給されていること。
- (4) 処分庁の弁明書によると、処分庁は、上記(3)について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(イ)において、年金等の収入認定に当っては、「収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」とされているが、該当する経費は認められないものとして、円を法第 63 条に規定される「資力」と認定したこと。
- (15) そして、平成 年 月 日 日、審査請求人が平成 年 月 日から平成 年 月 日までに受けた法による保護金品に相当する金額 円 (医療扶助分を除く。)のうち、処分庁が審査請求人の資力として認定した 円を法第 63 条の規定による返還金額と決定し、同月 日本件処分に係る通知書を

審査請求人に手渡しにより通知し本件処分を行ったこと。

#### 2 判断

(1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われる。」とされている。

したがって、法第 63 条によれば、法による保護を受けている者が、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされているところである。

- (2) 法第 63 条による返還額の決定については、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。)問 13-5(2)によれば、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。
- (3) そこで、本件処分に係る未支給恩給(失権時給与金) 円について、 費消した内容が、生活保護問答集問 13-5(2)に規定される当該世帯の自立更生 のためのやむを得ない用途にあてられたものであるかを検討する。

初めに、生活保護問答集問8-95 によれば、法による保護開始前の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないとされている。その理由として、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から著しく逸脱することになるからである。

これに照らすと、審査請求人が支払った上記「審査請求の要旨」中の2の(1)、(4)、(5)及び(6)の費用については、上記1億で認定したとおり、保護開始前の債務であることから、処分庁が認定した資力から当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものとして、控除することは認められない。

(4) よって、上記「審査請求の要旨」中の2の(2)、(3)及び(7)の債務についてのみ 検討することとする。

さて、上記「裁決の理由」中の2の(2)中の「世帯の自立更生のためのやむを

得ない用途」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第8の40の「自立更生のための用途に供される額の認定基準」(以下「認定基準」という。)において示されている。

認定基準は、貸付資金、自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、処分庁の指導指示による資産の売却収入又は死亡による保険金等の収入の認定に係る基準ではあるが、「自立更生のためのやむを得ない用途」を検討する場合においても、認定基準に準じて判断することから、本審査請求においても認定基準に準じて検討する。

認定基準(2)のキに「当該経費が弔意にあてられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。)による葬祭料の額」という基準があり、上記「審査請求の要旨」中の 2 の(2)、(3)及び(7)の債務は、1 の(5)、(6)及び(11)において認定した事実のとおり、亡夫の葬祭のために支出したものであり、弔意にあてられたものであると認められるとともに、当該経費の合計は、 円と公健法による葬祭料の額 651,000 円以内であり、社会通念上容認される程度であると思料される。

また、当該経費は、法による葬祭扶助の支給対象となる点においても、世帯の自立更生のためのやむ得ない用途にあてられた経費であると認められる。

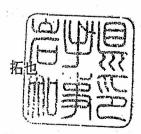
したがって、本件処分に当たり、当該葬祭に係る費用を返還額から、自立更 生のためのやむを得ない用途にあてられたものとして、控除しなかったことは、 本件処分が不当であると認められるものである。

#### 3 結論

本審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法(昭和 37 年法律 第 160 号)第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達増



付記1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対して書面をもって再審査請求をすることができます。 (なお、この裁決があったことを知った日の翌日から

起算して 30 日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となり ます。)、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、こ の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴え を提起することができなくなります。)